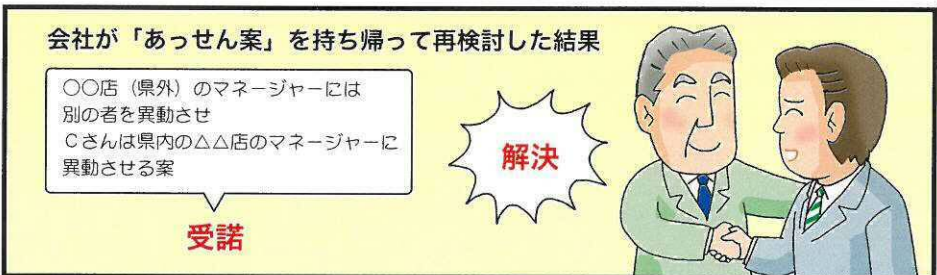


個別的労働紛争事例③



「あっせん員」が労使双方から話を聞きます



労使の紛争が発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

あっせん員による
事情聴取

あっせんの実施
(あっせん案の提示)

拒否

受諾

打ち切り

解決

労働委員会が「あっせん」して労使紛争の解決をお手伝いします

「あっせん」は、紛争解決のための簡単で迅速な手続なのでよく活用されているのよ

